

学術情報データベースへの入力をお願いする理由について

教育研究推進センターでは、以下の理由に基づき学術情報データベースの入力をお願いしています。

① 法令による定め

学校教育法施行規則（抜粋）

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

（略）

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

（略）

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

② 文部科学省通知文書による補足説明

文部科学省通知文書（22 文科高第 236 号）

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（抜粋）

【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

（中略）

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

③ 認証評価の観点から

大学基準協会の認証評価を受ける際は、専任教員の教育・研究業績について教育及び研究に関わる過去5年の業績がわかる資料の提出を求められている。本学では、学術情報データベースに入力されている各教員の情報をもとに資料を作成する予定である。

学術情報データベースは、各教員の教育及び研究活動の取り組みを示すものとして随時最新の情報にしておくことが法令で定められた情報公開や認証評価への対応にも必要である。

ご理解・ご協力の程、宜しくお願い致します。